

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月19日
照会部署名 南福岡年金事務所適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 課長 松原 雄一郎
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 安部

(受付番号)

| | |
|-------------------------|----------------------|
| ブロック本部受付番号 No. 2010-122 | 本部受付番号 No. 2010—1143 |
|-------------------------|----------------------|

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

| |
|--|
| 疑義照会 2010-673 で示された、新規適用届における適用年月日の遅及の基準について |
|--|

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

- | |
|---|
| ・マニュアル厚年・健保 I - 1 - 4 ・疑義照会No.2010-673 |
|---|

(内容)

| |
|---|
| 疑義照会 2010-673 で示された基準によれば、同時に資格取得届が提出された場合は取得日を事実発生日として、提出月の1日まで遅及して適用年月日とするとのことであり、法人登記簿のみを添付書類として示しているが、新規適用届と資格取得届が同時に提出されることは稀であり、この基準では事実確認を行っていないことになるのではないか。 |
|---|

| |
|---|
| ①マニュアル I - 1 - 4 (1) ②では、「事実発生日が明確であることが確認できたとき・・・」と明記されており、事業開始（実態）の確認は必須であると考える。資格取得届にこの明確性があるといえるのであれば、資格取得届の提出が60日以上遅延した場合に、賃金台帳等を求めて事実確認をしていることと矛盾するではないか。 |
|---|

②また、疑義照会 2010-190 や 2010-213 では、法人登記簿謄本の解散登記についても、登記簿の記載事項のみで全喪日とはならない場合があることが示されているが、これと同様に、法人登記簿謄本の設立年月日が、必ずしも事業開始とは言えないこと、新規適用届と同時に提出される資格取得届に事業主が入っていない場合では、事業の開始＝雇用関係の開始とは言えないことから、資格取得日が適用年月日であることが「明確」とは言えないため、その他の書類による確認が必須であると考えるが、この2点について、明確な回答をお願いする。

(ブロック本部回答)

本部回答の内容についての疑義であるため、本部へ照会します。

回答日 平成22年11月24日
回答部署名 九州ブロック本部 適用徴収支援部厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）山口 茂
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

椿

(本部回答)

強制適用事業所の新規適用届に添付される資格取得届に取得日が記載されている場合等は、それを事業所からの事実発生日の申し立てと考えることとする。

この事業所から申し立てのあった事実発生日が新規取得届の提出日と同月内の日である場合及び提出日から5日以内の日である場合は登記簿の法人設立年月日の確認で、その日を適用年月日とする。(届出の遅延と同様の考え方で提出月内のものに関しては賃金台帳など別帳簿の提出を求めなくてよい。)

それを上回る遡及をする場合については諸帳簿等で確認し、事業実態が備わった日を特定できる場合のみ、その日（申出日ではない）を適用年月日にできる。ただしその場合でも原則は届出月の1日を適用年月日とする。

なおこの取扱いについては確認請求等による事故調査に基づく場合を除く。

またマニュアルについては後日改正する予定とする。

回答日 平成22年12月 3日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

| | |
|----------------------------------|----|
| 主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長) | 山上 |
|----------------------------------|----|

回答日 平成23年2月10日
回答部署名 東北ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（適用支援G長）小澤 昭吉
連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED] 回答日(又は本部への照会日)

所属部署の長の確認 高橋

(本部回答)

任意適用事業所の認可については「事業所と被保険者となるべき者との使用関係が明確であり、かつ安定しているものについて認可することとし、擬装雇用等、実態的要件を欠くものについて認可することのないよう注意」（昭和38年7月25日保発第23号）しなければならないため原則3ヶ月以上の事業実績を確認することとしている。

そして上記通知によれば「過去における公租公課の納入状況等からみて、保険料の滞納が生じるおそれがあると認められる事業所については認可しない」となっているため、これと事業所の事業実態を確認するための資料として所得税（国税）、事業税及び市町村民税（地方税）、国民年金保険料、国民健康保険料の納入状況を確認することになっている。したがって任意適用事業所については、事業実態及び明確かつ安定した使用関係を確認できる時点において適用することになるため、その時点においては、通常上記添付書類の確認をすることが可能と考えられる。

事業実態が確認できる時点においてマニュアルに規定する公租公課の納入を証明するもの（事業開始以降のものであり、ブロック本部回答のとおり源泉徴収票や給与明細は該当しない）の一部提出が可能であり、それを基に「保険料の滞納が生じるおそれ」について確認できるならば、それにより認可の判断をすることとなる。

回答日 平成23年 2月28日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先
メールアドレス

| | |
|----------------------------------|----|
| 主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長) | 坂東 |
|----------------------------------|----|

(回答提供先)

| | | | | | | |
|-----------|--------|------|------|-----|--------|--|
| ○ | | | | | | |
| 機構 LAN 掲載 | 相談センター | 社労士会 | 健保協会 | 年金局 | H P 掲載 | |